

調布市 商工会報

Information and Communication Report From Chofu-City Society of Commerce & Industry

平成17年2月1日発行
発行：調布市商工会
東京都調布市小島町2-36-21
電話：0424・85・2214
会員数：3,261
組織率：54.7%（平成17年1月1日）
編集：広報委員会
http://www.annie.ne.jp/~chofusci/

お も な 記 事

商工会メンバーズローンのお知らせ ④ 各種共済制度のお知らせ ②～④ 多摩ブルーグリーン賞 ③
産業振興センターと商工会の役割 ② 決算確定申告・改正消費税のお知らせ ①
異業種交流3団体 ③ 改正育児・介護休業法 ③

国税庁確定申告サイトオープン
確定申告をサポートするお役立ちサイトです。さあ、あなたも今すぐアクセス。
www.nta.go.jp



「確定申告サイト」では、
株式会社等譲渡所得の確定申告書も作成できます。
～ 詳しくは、国税庁ホームページの「株式会社譲渡所得税制」コーナーへ ～

確定申告 所得税・贈与税 個人事業主の消費税・地方消費税
3月15日(火)まで 3月31日(木)まで

◎申告と納税は税務署内に、◎納税は便利な郵便納税で。

改正消費税 準備はお済みですか？

消費税法の改正により、平成15年分の売上高（課税売上高）が1,000万円を越えている方は、平成17年分消費税の課税事業者となり、申告と納付が必要です。

わからないことや疑問のある方は、武蔵府中税理士会所属の税理士の先生による個別相談会を開催致しますのでお気軽にご相談下さい。

消費税個別相談会日程

* 日 程 2月25日(金) / 3月3日(木)
9日(水)・24日(木)・29日(火)
* 受付時間 午前10時～11時30分
午後1時～3時30分

今年も所得税・消費税（個人）申告の季節となりました。商工会では、今年も決算・確定申告指導会を開催致しますので是非ご利用下さい。
所得税の申告期間は2月16日（水）～3月15日（火）まで、消費税は3月31日（木）までとなっています。

◎所得税 決算・確定申告指導会

期 間 2月16日（水）～3月15日（火）
受 付 午前10時～11時30分
午後1時～3時30分
＊正午～午後1時まででは昼食時間とさせて頂きます。
土・日・祭日は休み

☆夜間指導会

3月4日（金）・9日（水）
午後6時～9時（受付午後7時30分まで）

☆税理士による個別相談会

2月16日（水）・17日（木）・21日（月）
22日（火）・28日（月）
3月1日（火）・2日（水）・4日（金）
7日（月）・8日（火）・10日（木）
11日（金）・14日（月）・15日（火）

◎決算・確定申告指導会へ来られる方へのお願い

確定申告は「自書申告」が推進されております。指導会をスムーズに行う為にも、ご自分でご記入出来る所は、可能な限り記載した上でお越し下さいますようお願い致します。

なお、申告期限間際は大変混雑しますので、お早めにおいで下さい。

平成16年分 所得税 主な改正点

* 配偶者特別控除の改正

配偶者特別控除のうち、配偶者が控除対象配偶者（合計所得金額が38万円以下の配偶者）に該当する場合に適用される部分（配偶者控除と重複される部分）が廃止されました。（平成15年所法等改正法附則3）

決算・確定申告 2月16日よりいよいよスタート！

国民生活金融公庫の『国の教育ローン』申込受付中

国民生活金融公庫では、「国の教育ローン」のお申込みを受付けています。お子様の入学費用や在学費用の資金としてお役にください。海外留学資金もお取扱っています。

受験シーズン本番を迎えますと、窓口が混んでまいります。合格前でもお申込みできますので、志望校が決まり次第、お早めにご相談・お申込みください。

- ◆ご利用いただける方 高校、短大、大学、専修学校などに入学・在学される方の保護者
- ◆ご融資金額 200万円以内（学生・生徒お一人につき）
- ◆ご返済期間 10年以内（ご希望により元金据置も可能です。）
- ◆利率 年1.7%（平成17年1月1日現在）
- ◆ご返済方法 毎月元利均等返済（ボーナス月増額返済、ステップ返済も可）
- ◆保証（財）教育資金金融保証基金または連帯保証人
- ◆お問合せ先 国民生活金融公庫三鷹支店
(Tel 0424-43-1151)
東京相談センター
テレフォン・ファックスサービス
(Tel 03-3242-8739)
ハナサク



西武信用金庫の商工会『メンバーズビジネスローン』のご案内

商工会会員の事業者の方に、原則無担保で資金ニーズにスピーディに対応します！

お取り扱い期間
平成16年12月1日～平成18年3月31日

お使いみち	運転資金および設備資金
お申込みいただける方	下記全てに該当する法人または個人事業主の方 ①当金庫営業地区内で事業を営んでいる方 ②決算書（個人の方は青色申告決算書）の提出が可能な方 ＊但し、当金庫と融資取引がない方は2期分の決算書をご提出いただきます。 ③商工会の会員で会費の未納がないこと
ご融資金額	3000万円以内
ご融資利率	年1.4%～ ＊当金庫の定める長期変動基準金利に連動する変動金利
ご融資期間	運転資金5年以内 設備資金10年以内
返済方法	元金均等分割返済または元利均等返済
担保	原則として不要です。
保証人	法人の場合は代表者 個人事業主の場合は事業承継者1名

西武信用金庫 柴崎駅前支店（TEL82－8181）

手軽な掛金でビックな補償 「全国商工会会員福祉共済」のご案内です。

共済金の種類	事故の種類	Aタイプ (掛金月額：2,000円) 6～65歳（継続は74歳迄）	Bタイプ (掛金月額：2,000円) 66～80歳（継続は85歳迄）	Cタイプ (掛金月額：1,000円) 6～65歳（継続は74歳迄）
死亡 共済金	交通事故 不慮の事故	1,000万円 800万円	700万円 500万円	400万円 300万円
後遺障害 共済金	交通事故 不慮の事故	1,000～10万円 800～8万円	700～7万円 500～5万円	400～4万円 300～3万円
手術 共済金	交通事故 不慮の事故	20・10・5万円	10・5・2.5万円	10・5・2.5万円
入院 共済金	交通事故 不慮の事故	8,000円 (1日目～100日目)	5,000円 (1日目～100日目)	4,000円 (1日目～100日目)
通院 共済金	交通事故 不慮の事故	3,000円 (3日目～100日目)	1,500円 (3日目～100日目)	1,500円 (3日目～100日目)

※1. Cタイプのみでの加入はできません。
※2. A・Cタイプの入院給付の場合6歳～12歳及び66歳以上は3日目からの給付です。
◎2004年から上記傷害補償に加え、疾病入院見舞金も追加されました。

金融制度一覧表（主なもの）

	融 資 名	融 資 対 象 者	限度額(万円)	期間	利率	担保・保証人	
国民生活金融公庫	小企業等経営改善貸付 (マルケイ)	商工会の経営指導を6カ月以上前から受けている方で、商工会長の推薦を受け、常時使用する従業員(商業、サービス業は5人以下)が20人以下の法人・個人	運転	5年	1.25%	不要 但し、商工会の推薦が必要	
		設備	7年				
	普通貸付 (マルフ)	原則として資本金が1,000万円以下の法人もしくは従業員が100人以下の法人又は個人	運転	4,800	5年	保証人 または担保	
		設備		10年			
		特例	7,200	20年まで	1.55%		
調布市	中小企業資金融資 (普通資金)	資本金が1億円以下の法人もしくは従業員が300人以下の法人又は個人(ただし、業種により限定あり)	運転	700(法人) 500(個人)	4年	0.375%	法人は代表者、個人は不要 但し、東京信用協会の保証が必要
		設備	1,000(法人) 700(個人)	6年			
東京都	無担保無保証人融資 (ショートク)	従業員が20人以下(商業、サービス業は5人以下)	運転	1,250	7年	2.0%以下	不要 但し、東京信用協会の保証が必要
		設備	11年				
	小規模企業融資 (ショーキ)	常時使用する従業員が20人以下(商業、サービス業は5人以下)の法人、組合等。	運転	8,000	7年	2.5%以下	原則として5,000万円以下は不要 1人(法人は代表者)
		設備	11年				

※金利は平成16年12月10日現在です。
※融資対象者、担保・保証については掲載内容の他、条件等がございますのでご確認ください。

入ってますか？「労働保険」 ご存知ですか？「労働保険事務組合」

◎労働保険とは

労災保険（労働者災害補償保険法）と雇用保険（雇用保険法）の総称で、労働者が労働災害や失業した場合などに必要な保険給付を行います。
労働保険は政府が管理・運営している保険で、従業員を一人でも雇用している事業主は加入が義務付けられています。

◎労働保険事務組合とは

商工会等、事業主に代わって労働保険の保険料申告や書類の提出等、労働保険に関する義務を代行する組合です。
☆事業主に代わっておこなう労働保険事務とは
・概算、確定保険料などの申告及び納付に関する義務
・保険関係成立届、雇用保険の事業所設置届の提出等に関する事務
・労災保険の特別加入の申請等に関する事務
・雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
・その他、労働保険についての申請・届出・報告等に関する事務

☆事務組合のメリット

・事業主・家族従事者も特別加入制度により労災保険に加入できます。
・保険料納付が、金額に係らず3回に分割納付できます。

☆事務委託するには

・商工会員である事が条件です。
・他、委託手数料が別途必要です。

☆少ない掛金でしっかり補償
掛金月額一律2,000円



車にひかれてケガをした。



熱まった鍋をひっくり返して、やけどをした。



犬にかまれケガをした。



階段から落ちて骨折した。など

☆ケガでの入院通院に、仕事中・日常生活何れの場合もカバーします